

日仏共同提案募集に関する Q&A（日本側研究者向対象）

応募および選考について

Q1. 日仏共同提案は日本(JST(CREST))、フランス(ANR)のどちらに応募するのでしょうか？

A1. JST(CREST)、ANR の両方に応募してください。仏側の研究代表者は ANR に応募し、日本側の研究代表者は JST(CREST)に応募してください。どちらか一方のみへ応募されても提案は受けつけられません。

Q2. 日仏共同提案に応募する場合、どのような様式となるのでしょうか？

A2. 日仏共同提案用に特別に用意した様式を用い英語で作成してください。JST(CREST)への応募には、この他に日本語での概要の提出も必要です。また、和文タイトルが必要になります。日本側で応募を行う際に、e-Rad 上にて入力してください。詳細な入力方法は、募集要項の中で案内いたします。

ANRへの応募は ANR の募集ホームページ(<https://anr.fr/crest-2024>)をご確認ください。

Q3. どのように応募すればよいのでしょうか？

A3. ANR、JST(CREST)ともに電子申請です。JST へは e-Rad から応募してください。JST(CREST)への具体的な応募方法について募集要項をご参照ください。

ANRへの提出は ANR の募集ホームページ(<https://anr.fr/crest-2024>)をご確認ください。

Q4. 日仏共同提案を行う場合の ANR、JST の応募受付期間を教えてください。

A4. ANR の応募受付期間は 2024 年 3 月 11 日(月)～6 月 7 日(金)です。JST(CREST)の応募受付期間については、CREST の応募時期と同一となります。

Q5. 審査はどのように行われるのでしょうか？

A5. JST(CREST)と ANR がそれぞれ独立して評価を行った後、両機関で協議して採択課題を決定します。

Q6. 審査結果はいつ公表されるのでしょうか？

A6. 結果の公表時期は、通常の(日仏共同提案ではない)CREST と同時を予定しています。

Q7. 日仏共同提案を実施する2つの研究領域について、日仏共同提案とは別に公募される予定の通常の(日仏共同提案ではない)CREST に応募することはできますか？異なる内容、メンバ一構成であれば、一人の研究代表者が日仏共同提案と通常の CREST の両方に応募することはできるのでしょうか？

A7. 別の CREST への応募は不可です。戦略的創造研究推進事業では同事業内の他制度との間で、運営方針に基づき、重複応募についての制限を予め明確化しています。詳しくは募集要

項の第9章「戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」をご参照ください。

Q8. 「ナノ物質を用いた半導体デバイス構造の活用基盤技術」という今回の研究領域については、今回の日仏共同提案が必須なのでしょうか。

A8. Q7の通り、この研究領域の提案を予定されている研究代表者は、今回の日仏共同提案か、通常の（日仏共同提案ではない）CREST 提案のいずれかを選択してご応募いただきます。ただし、日仏共同提案のほうが ANR への提案書提出の締め切りが早いことにご留意ください。

Q9. 仏国の研究機関で研究をしている日本人は、仏側グループの代表者として応募することはできるのでしょうか？

A9. 仏側の応募要件については ANR にお問い合わせください。

Q10. 日本国の研究機関に所属している仏国の研究者は CREST の研究代表者として応募できますか？

A10. 国籍を問わず国内の研究機関に所属する場合は日本の研究代表者として CREST に応募することができます。その際、研究代表者は e-Rad への登録が必要です。

Q11. 仏側の研究代表者も e-Rad に登録しなければならないのでしょうか？

A11. 登録の必要はありません。

Q12. JST(CREST)の面接選考に呼ばれた場合、仏側研究代表者も参加しなければならないのでしょうか？

A12. 仏側研究代表者が JST(CREST)の面接選考に出席する必要はありません。日本側の研究代表者のみ出席が必要となります。

Q13. ANR に共同提案を応募した後、共同提案の応募を取り消して新たに別の通常の（日仏共同提案ではない）CREST に応募することはできるのでしょうか？

A13. できません。

Q14. ANR に共同提案を応募した後、JST(CREST)への応募する際に提案内容に修正を加えることはできるでしょうか？

A14. できません。

Q15. 選考基準は JST(CREST)と ANR で同じですか？

A15. 同じです。CREST 研究領域共通の選考の観点に加え、両国の研究グループの相互補完性、

相乗効果が期待できることがポイントになります。CREST の選考の観点については募集要項の第 5 章「CREST・さきがけ・ACT-X 共通事項」をご参照ください。

研究の進め方について

Q16. 採択された場合、研究費はどのように支給されるのでしょうか？

A16. 日本側グループは JST から、仏側グループは ANR からそれぞれ支援を受けます。JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に間接経費(直接経費の 30%が上限)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

Q17. 日本側に支援される研究費(直接経費)の金額はいくらですか？

A17. 日本側グループへの支援額は CREST の規定に沿って決められます。CREST は、通常 5.5 年とし、「ナノ物質を用いた半導体デバイス構造の活用基盤技術」領域では 3 億円を上限としています。詳しくは研究提案募集 HP の「提案を募集する研究領域」より、各研究領域のページをご覧ください。ANR からの支援は平均 50 万ユーロ(通期:5 年)です。ANR の支援については ANR の募集ホームページ(<https://anr.fr/crest-2024>)をご参照ください。

Q18. 共同研究で発生する研究費はどのように負担するのでしょうか？

A18. 機関ごとに対応を決めてください。原則として、日本側グループが実施する研究に要する費用は日本側グループが、仏側グループの研究費は仏側グループが負担します。

Q19. 日本側グループが CREST の予算で購入した研究用具あるいは備品を、研究期間中にフランスへ持ち出す場合には、どのような手続きが必要なのでしょうか？

A19. 所属する機関ごとのルールと、外国為替及び外国貿易法(外為法)にしたがってください。また、詳細について不明な場合は、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページ(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)をご確認下さい。

Q20. CREST で実施する中間評価では、仏側グループの研究も含めて評価するのでしょうか？

A20. 中間および事後評価は JST、ANR が独立して行う予定です。JST は日本側研究者からの報告を基に共同研究に対して評価を行います。独立して評価を行うため、事後評価結果が異なる可能性はあります。

Q21. ANR のプログラムには、領域会議のようなしきみはあるのでしょうか？

A21. ANR のプログラムでは、基本的には CREST のようなトップダウンのマネジメントは行われません。したがって、CREST の研究総括による仏側グループへの指導にも直接的な強制力はありません。仏側グループが研究計画と異なる活動をしている、進捗が著しく悪い、など深刻な問題があれば、JST から ANR に連絡をし、問題解決を試みます。

Q22.知的財産の取扱いはどのようにすればよいのでしょうか？

A22.採択後に日本側研究機関と仏側研究機関との間で、共同研究契約を締結していただきますので、応募にあたっては関係者間で研究成果等の取扱について予め協議するようお願いします。共同研究契約の参考例を以下のページで紹介していますので、必要に応じご参照ください。

<国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム) >国際共同研究契約>

<https://www.jst.go.jp/inter/sicorp/agreement.html>

Q23.現在研究代表者として CREST で研究を実施していますが、共同研究に応募してこの研究を拡充することはできますか？

A23.現在 CREST 研究を行われている研究代表者の方(今年度に終了する場合を除きます)が、研究代表者としてご応募いただくことはできません。